

特定教育保育施設の利用定員の設定の意見聴取について

1 意見聴取概要

確認に係る利用定員の設定

市長は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の審議会の意見を聴かなければならない。(子ども・子育て支援法第 31 条及び同法第 43 条第 3 項)

2 確認に当たっての考え方

本市では次の考え方に基づき認可及び確認をします。

(1) 生駒市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育の量の見込み及び供給体制の確保」の内容を踏まえ、認可・確認します。

供給過剰となる場合などは、認可・確認しないこともあります。

(2) 「生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」において定めた基準を満たす事業を認可・確認します。

3 定員を増員する施設について

・生駒市立南こども園

待機児童の解消に向けた取組の一環として、南こども園の保育園と幼稚園の定員を見直す。

みなみ保育園の定員変更 120 名→200 名 (+80 名)

南幼稚園の定員変更 180 名→100 名

上記内容を含めた「生駒市立保育所条例の一部を改正する条例」を 8 月臨時議会に上程予定。

・生駒市立中保育園

中保育園においては、給食調理室が狭隘で劣悪な職場環境となっていたことから、平成 30 年度に従前の場所とは異なる場所(プールの跡地)に厨房施設を増築。

生駒駅に近い立地のために入所を希望する園児も大変多いため、待機児童の解消に向けた取組の一環として、旧給食調理室(厨房室)を保育室に改修する工事を今年度実施する。これにより 20 名の定員増(3 歳児)を予定している。

(参考)

子ども・子育て支援法

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。